

総会

配布：一般

2012 年 3 月 28 日

第 66 会期 議事

日程議題 25

総会決議

[第二委員会の報告書に基づく (A/66/446)]

66/222 国際家族農業年、2014

総会は、

国際連合食糧農業機関の第 37 会期¹に同機関の会議で 2011 年 7 月 2 日に採択された決議 16/2011 を想起し、

農業開発と食料の安全保障に関する 2010 年 12 月 20 日の総会決議 65/178 もまた想起し、特に、そ

の多くが女性である小自作農の特別な必要性に対する支援を表明している、2009 年 11 月 18 日に採択された、食料の安全保障に関する世界サミットの宣言²に留意し、

国際年と記念祭に関する 1980 年 7 月 25 日の経済社会理事会決議 1980/67 および国際年の宣言に関する 1998 年 12 月 15 日の 53/199 と 2006 年 12 月 20 日の 61/185 の総会諸決議を想起し、

農家と小自作農は食料安全保障を達成することを目的とする持続可能な食料生産にとって重要な基礎であることを確認し、

農家と小自作農は、食料安全保障を提供することおよびミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標の達成における貧困を撲滅することに役割を果たし得るという重要な貢献を認識し、

1. 2014 年国際家族農業年を宣言することを決定する。

2. 国際連合食糧農業機関に対し、経済社会理事会決議 1980/67 の添付書類の規定に注意して、政府、国際連合開発計画、国際農業開発基金、国際農業研究協議グループおよび国際連合システムの他の関連機関並びに関連非政府組織と共同して、国際家族農業年の実施を促進することを招請し、国際連合食糧農業 機関に対し、これに関連して行われた進展を総会に通知し続けることをまた招請し、そして上記本決議

¹ 国際連合食糧農業機関、第 37 会期、2011 年 6 月 25 日～7 月 2 日、ローマ、の報告書 (C2011/REP) を見よ。

² 国際連合食糧農業機関、文書WSFS 2009/2.

の実施からおよび実施機関の職務権限内の現行の活動を越えて生じるであろうあらゆる活動の経費は、自発的拠出金から賄われるべきことを強調する。

3. 加盟国に対し、国際家族農業年を支援する各々の国内開発プログラム内で活動を行うことを奨励する。

第 91 回本会合
2011 年 12 月 22 日